

第二章 火薬類に関する保安

第3 保安責任者・副保安責任者、保安責任者の代理者

- 1 製造業者は、火薬類製造保安責任者免状を有する者のうちから、火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者（製造作業従事者 50 人以上の場合）及び火薬類製造保安責任者の代理者を選任し、その職務を行わせなければならない。（法第 30 条第 1 項、法第 33 条）

【第 14 号様式：施行細則】火薬類製造（取扱）保安責任者選任（解任）
届書

【添付書類】免状の写し、履歴書

- 2 火薬庫所有者等又は一定数量（一ヶ月で 25kg）以上の火薬・爆薬を消費する者は、火薬類取扱保安責任者免状を有する者のうちから、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者（火薬庫の棟数が十をこえる場合等）及び火薬類取扱保安責任者の代理者を選任し、その職務を行わせなければならない。（法第 30 条第 2 項、法第 33 条）

【第 14 号様式：施行細則】火薬類製造（取扱）保安責任者選任（解任）
届書

【添付書類】免状の写し、履歴書